

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		職員団体の登録		
根拠法令及び条項		地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 53 条第 5 項		
所 管 部 課 名		公平委員会		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	職員団体の登録に関する条例(昭和 41 年条例第 20 号)第 2 条、第 3 条		
	基 準	地方公務員法第 53 条、職員団体の登録に関する条例第 2 条、第 3 条に定めるところによる。		
	設定年月日	平成 13 年 9 月 21 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 30 日		
	設定年月日	平成 13 年 9 月 21 日	最終変更年月日	
備 考				